

大口町告示第92号

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部  
を改正する要綱

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱（平成26年大口町告示第61号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「\*一部助成の場合の申請額は、抗体検査及び予防接種費用額それぞれ5,000円を限度とし費用額の2分の1とする。」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。